



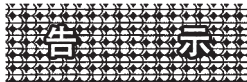
長野県報

10月21日(月)
令和元年
(2019年)
号外

目次

告示

家畜伝染病予防法に基づく注射の実施（園芸畜産課家畜防疫対策室）…………… 1



長野県告示第265号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり注射を実施します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚コレラの発生予防のため	県内全域	県内全域で飼養されている全ての豚及びいのしし（以下「豚等」という。） ただし、高度な隔離及び監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものを除く。	令和元年10月26日から令和2年3月31日まで	豚コレラ予防注射

園芸畜産課家畜防疫対策室